

# 石井地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、石井地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を石井支所内に置く。

### (区域)

第2条 協議会の活動区域（以下「石井地区」という。）は、朝生田、天山、居相、和泉、和泉南、今在家、越智、北井門、北土居、土居、西石井、東石井、古川及び星岡とする。

### (目的)

第3条 協議会は、「ありがとう!! みんなでつくる 笑顔あふれるまち石井」を合言葉に、住民が主体となって、石井地区のすべての人がいきいきと幸せに暮らし、感謝と誇りをもてるまちづくりを目指して活動を行うことを目的とする。

2 協議会は、「安心・安全なまちづくり」「豊かな自然、豊かな歴史をいかすまちづくり」「豊富な人材をいかしたまちづくり」「健康で明るく住みよいまちづくり」「ふれあい、助け合いでつながるまちづくり」に取り組む。

### (活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) まちづくりの計画に関すること。
- (2) 安心・安全に関すること。
- (3) 自然・生活環境の保全及び改善に関すること。
- (4) 保健・福祉に関すること。
- (5) 青少年の健全育成・支援に関すること。
- (6) 文化・スポーツに関すること。
- (7) 情報の収集・発信及び啓発に関すること。
- (8) 石井地区の住民又は団体・組織との連携及び調整に関すること。
- (9) 行政等との協働に関すること。
- (10) その他、協議会の目的達成に必要な活動に関すること。

2 協議会は、政治活動及び布教などの宗教活動は行わない。

### (会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 石井地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 石井地区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人（以下「各種

団体等」という。)

- (3) 賛助会員 石井地区以外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等で、会長が適當と認めるもの。

(会費)

第6条 会員は、会費を納めなければならぬ。

- 2 会費の額及び納入方法等については、石井地区まちづくり協議会規約施行細則（以下「細則」という。）で定める。

(入会)

第7条 協議会に入会しようとするものは、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、各種団体等の構成員は、その各種団体等の代表者からの入会申込書の提出をもって、個人会員又は団体会員の加入申込みがあつたものとみなす。

- 2 会長は、前項の申込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を失った場合

- (2) 会員から退会の事由を記載した書面をもって申し出があつた場合

2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認める場合は、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会議の種別)

第9条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会

- (2) 理事会

- (3) 役員会

- (4) 部会

## 第2章 役員等

(役員の種別)

第10条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 若干名

- (3) 事務局長 1人

- (4) 事務局長補佐 若干名

- (5) 会計 1人

- (6) 部長・専門部長 若干名

- (7) 監事 2人

(役員の選任)

第11条 役員は、総会において個人会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員、理事及び第18条に定める代議員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、事務局を総括する。

4 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を処理し、資産管理・出納に必要な書類を保管管理する。

6 部長は当該部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。

7 監事は、次の業務を行う。

(1) 協議会の会計及び資産の状況の監査

(2) 協議会の業務の執行状況に関する監査

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときの総会への報告

(4) 前号の報告をする必要があると認めるときの臨時総会の招集の請求

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長を除く同じ役職に連続3期を超えて在任することはできない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間は、前項ただし書に規定する在任期間に含めない。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員等の報酬)

第14条 役員等の報酬は、細則で定める。

(事務局)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 協議会の企画・運営に関すること

(2) 各部の総括・調整に関すること

(3) 各種事務手続きその他庶務に関すること

(4) その他事務局が行うこととなった事項に関すること

- 3 協議会に事務員を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。
- 5 事務員は、理事会の同意を得て会長が任命する。

(相談役)

- 第16条 協議会に相談役を若干名置くことができる。
- 2 相談役は、会長の諮問に応じ協議会の運営に関し意見を述べることができる。ただし、表決権はないものとする。
  - 3 相談役は、総会の同意を得て会員の中から会長が選任する。
  - 4 相談役は、役員、理事及び代議員を兼ねることはできない。

### 第3章 総会

(総会の種類)

- 第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第18条 総会は代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。ただし、代議員数は細則で定める。

- (1) 監事を除く役員及び理事
  - (2) 団体会員
  - (3) 個人会員の代表者（第7条第1項の規定により、個人会員とみなされるものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は総会に出席することができる。
  - 3 第1項第2号に規定する代議員は、1団体あたり1名とし、団体の長とする。ただし、複数の団体に重複しているときは、別の者を代議員として選出する。

(総会の議決事項)

- 第19条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 規約に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 代議員の選任に関する事項
- (6) 役員及び理事の選任に関する事項
- (7) 会費及び役員の報酬に関する事項
- (8) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員の3分の1以上の者から請求があったとき。
- (3) 第12条第7項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、議長は代議員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第24条 代議員は、総会において1人1票の表決権を有する。

- 2 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(会議の公開)

第26条 総会の傍聴を希望する者は、細則に定めるところにより総会を傍聴することができる。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、監事を除く役員及び理事をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事は理事会に出席することができる。
- 3 理事は、総会において個人会員の中から選任する。
- 4 理事の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。
- 7 理事の構成は、細則で定める。

(理事会の審議事項)

第28条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 細則に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 第27条第1項に定める構成員（第31条及び第32条において「構成員」という。）の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長は副会長を議長に指名することができる。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第34条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

第35条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務に関する事項

(役員会の開催)

第36条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、概ね月1回開催する。

(役員会の議長)

第37条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長は副会長を議長に指名することができる。

(役員会の定足数)

第38条 役員会は、第34条第1項に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(役員会の議決)

第39条 役員会の議事は、出席した第34条第1項に定める構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員の表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第40条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその役員会において選任された議事録署名人2人が署名押印

をしなければならない。

## 第6章 部会

(部会の種別)

第41条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 生活安全部 安心・安全に関する事業
- (2) 環境部 自然・生活環境の保全及び改善に関する事業
- (3) 福祉部 保健・福祉に関する事業
- (4) 文化部 文化・スポーツに関する事業
- (5) 広報部 広報、情報収集、啓発等に関する事業

2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
- (2) 部会の事務に関する事項
- (3) その他総会及び理事会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる事業その他必要と認める事項を審議議決するため、理事会の承認を得て専門部会を置くことができる。専門部会の運営に関する事項は、細則で定める。

(部会の構成)

第42条 部会は部長が指名する会員（以下「部員」という。）をもって構成する。

- 2 部会には部長及び若干名の副部長を置く。
- 3 副部長は、部員の同意を得て部長が指名し、役員会に報告する。
- 4 部長及び副部長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部長及び副部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(部会の開催)

第43条 部会は、部長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。
  - (1) 部長が必要と認めたとき。
  - (2) 部員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。
- 3 部長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

(部会の議長)

第44条 部会の議長は、部長がこれにあたる。

## **第7章 まちづくり計画、会計及び資産**

(まちづくり計画)

第45条 石井地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

第46条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第47条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

第49条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第50条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費)

第51条 協議会の運営に要する経費は、資産をもって充てる。

## **第8章 規約の変更及び解散**

(規約の変更)

第52条 この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第53条 協議会は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余資産の処分)

第54条 前条の規定により協議会が解散したときに有する残余資産の処分方法は、総

会の過半数の議決を得て定めなければならない。

## 第9章 雜則

(書類及び帳簿の整備)

第55条 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約及び細則に関する文書
- (3) 総会、理事会及び役員会の議事に関する書類
- (4) 役員、理事、代議員等の選任及びその名簿に関する文書
- (5) 会員名簿及び会費に関する文書
- (6) 市の補助金に関する文書
- (7) 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
- (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産目録
- (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

(文書等の保存)

第56条 会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、細則で定める。

(情報公開)

第57条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

- 2 会員からの文書等の閲覧請求があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(個人情報の保護)

第58条 会長は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(細則への委任)

第59条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の審議を経て細則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年5月22日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計は、第46条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月20日から施行する。